

平成27年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成27年12月18日（金曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1** 第63号議案
（委員長報告・修正案の説明・委員長報告及び修正案に対する質疑・討論・表決）
- 日程第2** 第58号議案から第62号議案まで及び第64号議案から第73号議案まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3** 第74号議案から第80号議案まで
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4** 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | | | | |
|------|-----|-----|---|---|
| 1 番 | 安 達 | か | ず | み |
| 2 番 | 中 尾 | 勉 | | |
| 3 番 | 黒 田 | 健 一 | | |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 美 | | |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 治 | | |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 之 | | |
| 7 番 | 土 谷 | 信 也 | | |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 男 | | |
| 9 番 | 成 重 | 博 文 | | |
| 10 番 | 安 達 | 隆 | | |
| 11 番 | 松 本 | 博 彰 | | |
| 12 番 | 河 野 | 徳 久 | | |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 | | |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 | | |
| 15 番 | 河 野 | 正 春 | | |
| 16 番 | 山 本 | 博 文 | | |
| 17 番 | 菅 | 健 雄 | | |
| 18 番 | 大 石 | 忠 昭 | | |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次 郎 丸 浩 一

議 事 係 長	板 井 保 明
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼市民課長	山 田 真 一
市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地域活力創造課長	川 口 達 也
保 険 年 金 課 長	飯 沼 憲 一
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富 士 子
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 林 振 興 課 長	吉 止 勝 幸
農 地 整 備 課 長	都 甲 賢 治
建設課長兼都市建築課長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
総務課 参事兼人事給与係長	
	丸 山 野 幸 政
総務課 総務法規係長兼秘書係長	
	近 藤 毅
総務課 総務法規係 主任	板 井 三 郎
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐 藤 清
教育庁学校教育課長	小 川 匡

○議長（安達 隆君） 皆さんおはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、第63号議案を議題といたします。

これより、第63議案について委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 去る12月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9

12月18日

件のうち、第63号議案の審査結果を報告いたします。

第63号議案、豊後高田市名誉市民条例の制定についてですが、新市10周年を機に、本市の発展などに寄与し、その功績が顕著な方に対する市の表彰制度として、名誉市民制度を創設するものです。

審査の中で委員より、「合併協議会での審議の状況」、「条例の素案を審議した時期」、「他市の状況はどのように調整したのか。」などの質疑や意見がありました。

本議案については反対の討論がありました。

審査の結果、第63号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、第63号議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長長の報告を終わります。

本件に対しましては、大石忠昭議員ほか1名から修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭であります。私は提出者を代表いたしまして、第63号議案、豊後高田市名誉市民条例制定についてに対する修正案のご説明を申し上げます。

新市10周年を機に、市民や本市出身者などで多大な功績を上げ、郷土の発展に尽くされた方々を名誉市民として表彰する制度の創設の条例案であります。私の議案質疑の中で市長は、条例案の提出が遅くなったことについては謝罪されましたように、本来ならば合併後の初議会に提案すべき議案であります。今回、一部修正するのは合併前の旧豊後高田市、旧真玉町、旧香々地町の条例に基づいて、議会で審議されて名誉市民、名誉町民として推挙されている7人の方の取り扱いにかかわる問題についてであります。

合併した他市では、議案質疑で私が述べましたように、新条例で旧市及び旧町の名誉市民及び名誉町民は、新市でも名誉市民になったものとみなす旨の経過措置が講じられています。新豊後高田市においても、当時の議会で審議し決定された7人は、いずれも合併前の市及び町での功績が市民及び町民の尊敬に値する者として、最高位の称号を授与された方々であります。他市と同じように、本市でも引き続き名誉市民として、継続していただくべきだと思いますので、経過措置として2項にみなし規定を挿入

たものであります。

それから、原案の経過措置2項では、故人である者がこの条例の施行日以後名誉市民に選定された場合は、第3条の規定は適用しないとなっています。これは、故人が選定されても称号の贈与を証する証書、名誉市民証及び記念品などを一切贈与しないということでもあります。他市の条例では、そのような規定をしているところはありません。今後も故人を名誉市民として推挙した場合も、故人を差別すべきではないと思います。

よって、第3条の1項は適用されるべきであり、附則第2項は削除するものであります。何とぞ慎重にご審議をいただき、ご協賛いただきますようお願いを申し上げ説明を終わりたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安達 隆君） 以上で、提出者の説明を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告及び修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 総務委員長の中尾議員に質問します。

先ほどの報告に対してです。第63号の名誉市民条例の制定議案の審議に賛成の立場から質疑と討論はあったのでしょうか。ありましたら、どのような内容のものであったか説明をお願いします。

○議長（安達 隆君） 総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 甲斐議員のご質問にお答えをいたします。

賛成の立場からの質疑についてはございませんでした。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんでした。

討論はありませんか。

7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） おはようございます。議席番号7番の土谷信也でございます。

第63議案につきまして大石議員から出された修正案に対して反対討論を行います。

本議案は、名誉市民条例についての制定でありまして、執行部から出された提案は、合併協議の中で新市において調整すると決定された案件を、その後10年間検討の期間を置き、熟慮された提案であると思います。

議案質疑や総務委員会においても深く議論されましたが、執行部の説明から、合併時に旧市と町との選定に差があり、新市においてどういう方を名誉市民にするかという基準を整理する問題であったと思います。

大石議員の質問や修正案でもありますように、合併時に旧市町村の名誉市町民を新市の名誉市民にみなしている市は多いようですが、私も調査をしてみましたところ、やはりその中でも寄附の方を選定している例は少ないようです。

私は、新市として新たに選定することにおいて、合併した市と町との公平性の観点から、また、他市の例からも旧市町の名誉市民、町民を名誉市民と寄附の方を特別市民に分けるという執行部の提案は理にかなっていると考えます。

よって、大石議員の修正案に反対します。

議員の皆様方のご協賛をよろしく申し上げます。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。

12番、河野徳久君。

○12番(河野徳久君) おはようございます。12番、河野徳久です。

私は第63号議案につきまして、賛成討論を行うとともに大石議員から提案されました修正案に対して反対討論を行います。

本議案は名誉市民条例についての制定であります。この名誉市民については、そもそもどうして合併協議会で決することができずに、新市において調整することとなったのか、私なりに考えてみました。

合併協議には当時の市3役、町3役、そして議長が3人と12人もの行政と議会の代表者がいながら、また、当時の有識者の委員がいながら決することができなかったのか不思議であります。

今回、第63号議案について市長から提案理由の説明があり、また、総務課長から旧豊後高田市には、寄附の基準がなかったために調整できなかったということの説明を受けました。そこで、私は名誉と寄附についてその歴史も含め、私なりに研究してみました。

前後しますが、まず寄附行為そのものは歴史的に神社やお寺に対して寄附をするということから、公

共同体等に対しての寄附も行うことが各地域に広がっていったということのようであります。そして、名誉については、福祉文化に対して与えられる称号ということでもあります。そのため、よく新聞等では大学の教授に対して与えられるといったことが、社会的に多く見聞できます。このようなことから考えますと、その地域における名誉の称号に対する考え方は、いろいろであるでしょう。しかしながら、各市等を調べてみますと、寄附に対する名誉の称号は少数のようであります。

今回、第63号議案に対する修正案が提案されましたが、私は、まだまだ日本においては名誉の称号は、やはり福祉文化の貢献に対して与えられることが歴史的に見てもそうであります。ましてや豊後高田市は六郷満山文化に代表される千年ロマンの市でもありますし、そうした地域の特性を考えると、福祉文化等の貢献に対して与えられることが妥当であると考えます。

そのため、市長の説明でもありましたが、名誉市民と特別市民に分けるとすることは、当時の合併協議会で決することのできなかったことに対して、そして、新市10周年の節目の年である今、この時に提案したことはベストな選択であると考えます。

よって、私は市長の提案する第63号議案に対しまして賛成し、大石議員から提案されました修正案に対して反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論、反対討論を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて討論を終結いたします。

これより第63号議案についての採決に入ります。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

まず初めに、修正案について採決をします。次に、市長が提案した原案について採決を行います。

それでは最初に、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

大石忠昭君ほか1名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立少数であります。

よって、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案については、否決されました。

12月18日

次に、市長が提案した原案について起立により採決いたします。

市長が提案した原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第2、第58号議案から第62号議案まで及び第64号議案から第73号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長(中尾 勉君) 去る12月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件のうち第63号議案を除く、議案の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第58号議案、平成27年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金などで財源措置されており、補正額は、1億4,352万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、170億263万1,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、ふるさと納税にかかる返礼品代を増額する「豊後高田ふるさと応援寄附金推進事業」に要する経費、公職選挙法等の改正により選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにより、選挙人名簿調製システムの改修に要する経費などが計上されています。

一般会計全体では、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されています。

審査の中で委員より、18歳から19歳の有権者見込み数について質疑がありました。

審査の結果、第58号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてですが、放課後児童クラブ施設整備事業を追加するため、本計画の一部を変更するため、議決を求めるものです。

審査の中で委員より、過疎地域自立促進計画の期間についての質疑がありました。

審査の結果、第61号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第64号議案、豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、マイナンバーの利用範囲や特定個人情報の提供の内容についてなどの質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第64号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第65号議案、豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び豊後高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてですが、被用者年金制度の一元化等に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第65号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第66号議案、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてですが、被用者年金制度の一元化に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の中で委員より、条例改正の影響について質疑がありました。

審査の結果、第66号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第67号議案、豊後高田市税条例等の一部改正についてですが、地方税法の一部改正等に伴い、地方税の徴収猶予制度などについて所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「減免申請書等にマイナンバーを記入しないと受付できないのか。」などの質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第67号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第68号議案、豊後高田市税特別措置条例の一部改正についてですが、地域再生法の一部改正に伴い、本社機能の移転または、新增設を行う事業者に対する支援措置として、固定資産税の不均一課税につい

て所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「減収分の交付税措置はどのくらいされるのか。」などの質疑がありました。

審査の結果、第68号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第73号議案、豊後高田市名誉市民の選定についてですが、豊後高田市名誉市民条例に基づき、名誉市民の選定について、議会の同意を求めるものです。

審査の中で委員より、「名誉市民の人選の審議が始まったのはいつか。」などの質疑や意見がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第73号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり同意すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る12月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第58号議案、平成27年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成26年度事業における国・県支出金精算償還金が計上されています。

民生費では、生活保護費における医療扶助が当初見込みを上回るため、増額を行う経費などが計上されています。

衛生費では、インフルエンザワクチンの単価が上昇したため、自己負担額を維持するため、市の負担額の増額を行う経費などが計上されています。

教育費では、真玉中学校の屋内運動場のつり天井の撤去及び照明器具等の交換を行う中学校施設整備事業に要する経費や小・中学校就学援助費が当初見込みを上回るため増額を行う経費などが計上されています。

審査の中で委員より、「就学援助について各家庭へのお知らせはどのようにしているのか。」という質疑があり、執行部からは、「新年度当初に学校長より各家庭に文書を配布しております。また、新入生につきましては、二月、三月に実施されます新入生説明会時に保護者に説明をしております。」との説明があ

りました。

審査の結果、第58号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第69号議案、豊後高田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行による住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの利用に関する規定が削除されたため、豊後高田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止するものです。

また、条例の廃止に伴い、豊後高田市印鑑条例の改正を附則で行っています。

審査の結果、第69号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第70号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、分離課税に係る対象所得の見直し等による地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第70号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第71号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第71号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

去る12月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第58号議案、平成27年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成26年度における国・県支出金精算償還金が計上さ

12月18日

れています。

農林水産業費では、多面的機能支払い交付金の対象組織が増えたことにより、予算の増額を行う経費などが計上されています。

土木費では、公共下水道事業特別会計の補正に係る繰出金や市道坂ノ上線道路改良工事について、工期の短縮を図るため、一部前倒しで工事を行う社会資本整備総合交付金事業に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、市道坂ノ上線の凍結時の対策について質疑がありました。執行部からは、「改良工事における舗装につきましては、スリップしにくい舗装を考えております。」との説明がありました。

その他、市内の繁殖牛の総数及び農家戸数についてなどの質疑や意見がありました。

審査の結果、第58号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、平成27年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、「人事異動等による調整」に伴う人件費に要する経費が計上されています。

補正額は、197万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、8億5,475万7,000円となっています。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案、平成27年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動等による調整に伴う人件費が計上されています。

補正額は、21万8,000円の増額で、補正後の予算総額は、2億4,483万7,000円となっています。

審査の結果、第60号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第62号議案、字の区域の変更については、県営中山間地域総合整備事業の換地処分を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるものです。

審査の結果、第62号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案、豊後高田市工場等立地促進条例の一部改正については、地域再生法の一部改正に伴い、

本社機能の移転または新增設を行う事業者に対する支援措置として、固定資産税の不均一課税を行うために、適用工場等の指定を受けることができる工場等として新たに地域再生法の規定の適用を受ける設備を有する工場等を追加するものです。

審査の結果、第72号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

私は日本共産党豊後高田市議団を代表しまして、第64、67、71、73号議案に反対討論をいたします。

最初に、第64号議案についてであります。マイナンバー制度の実施に伴い、本市においての必要事項を定める、新たな条例制定をしようという議案であります。私もマイナンバー制度実施そのものに反対しておりますので、新たな条例制定に反対いたします。

次は、第67号市税条例の一部改正議案についてであります。徴収猶予や換価の猶予などによる税の分割納入手続きなど新たに盛り込まれましたが、こういう市民によりなる条例改定については、当然、賛成するものであります。マイナンバー制度の実施に伴いまして、本市においても申請事務など、必要事項を定めるための条例の一部改正であります。私もマイナンバー制度実施そのものに反対しておりますので、反対をします。

次の、71号議案は介護保険の保険料の減免申請等にマイナンバーを記載されるための介護保険条例の一部改正であります。これも同じように、マイナンバー制度の実施そのものに反対しておりますので、条例改定に反対いたします。

次は、第73号議案についてであります。名誉市民の選定についての議案ですが、先ほど第63号議案の修正案を提案いたしまして、るる説明を申し上げました。もし修正案が可決されておりますと、この条例、第73号議案は取り下げになるべき議案でありました。しかし、残念ながら修正案は否決されましたので、この議案についても反対討論したいと思えます。

皆さんもご承知のように、すでに新市10周年の記念式典では、市の発展にご尽力された27人の方が市長から表彰を受けています。本来ならば、新市の名誉市民に推挙できるような適任者がいるならば、この時点までに新市の名誉市民を選定して式典で表彰をすべきであったと思えます。

先ほど可決した条例では、新たに選任する名誉市民は、新市制定後において本市の発展、公共の福祉の増進、社会文化の進展に寄与し、この功績が顕著な方を選任すべきであります。よって、旧市、旧町の条例に基づいて、これまで選任されている7人の方は、新市でも引き続き名誉市民として、その地位を確保すべきであり、今回、市長が7人のうち4人だけを適任者として議会に提案する行為そのものが、不当であり反対するものであります。

私の議案質疑の中で、市長は杵築市の名誉市民は一松定吉さんと田原 隆さんの2人であると答弁され、何か名誉市民については、そう人数が多くないほうがいいように聞こえるような答弁をされました。しかし、杵築市は6人の名誉市民がおります。私が本会議で紹介しましたように、杵築市だけではなく他の合併した新たな市においても、同じように旧市、旧町の条例で名誉市民や町民に選ばれた方は、引き続き新市でも名誉市民に選ばれております。よって、杵築市においても2人ではなくて6人の方が現在名誉市民であります。

よって、市長は間違った答弁をしたことになり、このことは杵築市民に対する侮辱行為であります。高田の議会に対しても侮辱行為でありますので、しっかり謝罪をして、正確な答弁をやり直すことを要求し討論を終わります。

皆さんのご賛同を求めて終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第64号議案、第67号議案、第71号議案及び第73号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第64号議案、第67号議案、第71号議案及び第73号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第64号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第64号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第64号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第67号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第67号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第67号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第71号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第71号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第71号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第73号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第73号議案は委員長の報告のとおり決することに

12月18日

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第73号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(安達 隆君) 日程第3、第74号議案から第80号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

今回、追加提案させていただきます議案は、職員の給与改定等に伴う関連議案でございます。

第74号議案の豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国の人事院勧告と大分県の人事委員会勧告に準じて、一般職職員の給料と期末手当と並びに常勤特別職、教育長及び議会議員の期末手当を改定するものでございます。

第75号議案の平成27年度一般会計補正予算第5号につきましては、給与改定、退職者の増に伴う退職手当、人事異動等に伴う調整のための措置として、各間の人件費の補正を計上するものでございます。補正額は920万5,000円の増額で、補正後の予算総額は170億1,183万6,000円、その財源につきましては、繰越金でございます。

第76号議案から第80号議案までの各特別会計及び水道事業会計につきましては、いずれも給与改定、人事異動等に伴う調整分を計上しており、詳細は参考資料等に記載のとおりでございます。

本関連議案につきましては、本年12月4日に政府におきまして、人事院勧告の完全実施が決定され、さらには本年12月16日に大分県議会で給与改定条例が成立されたことに伴い、追加提案をするものでございまして、大分県と同様に、国において給与改定が決定された後に、速やかに実施するためのものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第74号議案から第80号議案までについて

は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。

第74号議案について質疑をいたします。

職員の給与、それから手当、市長、市会議員などの特別職の手当の改定議案であります。一つは職員の給与改定について、1級から7級までそれぞれ別で対象が何人おって、今度の給与改定、それから手当の改定でどれぐらいの増額になるのか。それから、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員についての手当の引き上げについて、どれぐらい影響が出るのか、数字的なものを明らかにしてください。

○議長(安達 隆君) 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長(佐藤之則君) 第74号議案に対します大石議員の質問に対してお答えいたします。

まず、職員の給与についてですけれども、級ごとの人数というのは今持ち合わせがありません。全体で314人です。職員分の影響額が1,416万1,780円でございます。

それから、市長の期末手当の影響額でございますが4万5,644円です。それから、副市長につきましては3万6,628円、教育長が3万2,120円、議長、副議長含めます議員さん方の平均の影響額は1万9,806円でございます。

以上であります。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 質問をした一部しか答弁がなかったんですけども、質問に正確に答えることができないでしょうか。それならば、できればもう少し私が質疑した内容に沿って、職員のところを説明してもらいたいんですが。

再質問としては、中でも職員で、今度の改定で1人当たり一番影響の大きい方でどれぐらいの金額なのか。一番少ない方でどれぐらいの影響なのか。

それから、2つ目は14市の各市の今度の改定案と、うちは同率なのか、それともこの部分については若干上乘せがあるというのか。その辺を説明してください。

○議長(安達 隆君) 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長(佐藤之則君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

まず、1人当たりの影響額の大きい人、小さい人

ということですが、これも今、資料の手持ちがございません。近い数字ということでお答えをさせていただきますが、55歳の平均での特殊要員の方がいらっしゃいますけれども、それぞれの制度としての引き上げ額につきましては1,100円となります。給料月額ですね。

そして、勤勉手当の引き上げ額は、45歳平均で4万519円、55歳平均で4万7,547円であります。

それから、14市の関係との改定額の差がないのかというご質問でございますけれども、基本的には提案理由で市長が申し上げましたとおり、人事院勧告、人事委員会勧告に沿ったものでございます。ただ、各市の状況は実際にどう動くかというのは把握できておりません。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） そうしますと、職員314人の平均影響額というのは幾らですか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 大石議員の再々質問にお答えをいたします。

職員の平均でございますけれども、給与月額の影響の平均が1人当たり564円であります。

それから、勤勉手当、期末手当の影響額につきましては、職員1人当たり年平均になりますのが3万8,137円でございます。

以上であります。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

私は、日本共産党議員団を代表して、第74号議案に反対討論をいたします。

今回の改定は、国の人事院勧告並びに県の人事委員の勧告に基づいての改定でありまして、職員の給料引き上げについては、もうこれまで引き下げたことそのものが問題であり、引き下げに私どもは反対してきましたが、今回、これだけ改定して若干上昇するのは当然であり、この分については賛成でありますけれども、市長並びに市会議員など、特別職に

についての引き上げについては私は同意できません。

といたしますのは、今、アベノミクス、アベノミクスと言って、安倍政権が旗を挙げましたけれども、実際には大企業は特に留保金を次々とふやすなど、ぼろもうけをしておりますけれども、その大企業に対しては、次々と法人税の減税をやると。

一方、国民に対しては消費税を去年の4月から8%に増税し、また、今度は10%増税を強行をしようとしています。

特に、労働者の賃金引上げ問題では、私どもは市の職員の給料を引き上げることは、民間の給料にも影響するからということで、これまで給料引き下げには反対をしてきましたけれども、実際に、この前も本会議でも述べましたように、高田には誘致企業があるありますけれども、派遣労働者や非正規の労働者で、本当にもうワーキングプアと言われるように、年間200万円ほどの給料しかもらえない状況、これでは結婚もできない、あるいは子供も何人も生むことができない状況が続いております。

そういう中で、市会議員あるいは市長については、やっぱり政治を改めて、国の政治が悪いなら悪いということを堂々と述べて、国が足りない分は市が補っていき、市民の所得向上に努めるべきであります。そうならないということになって、市長、副市長、教育長、私ども議長、副議長、議員の期末手当の引き上げについても、私は反対するものであります。

よって、これからも市長を始め、私ども議員は一体となって市民の所得向上、特に、若い人が本当に給料のいい条件のいいところで働きたい、働く場所をつくってくれ。もっと正規の労働者に変えてくれという要求がありますので、そういうように今後、私どもも努力するが、ぜひ市長も努力、皆さんも努力してもらいたいということを要望し、この議案について反対といたします。

以上であります。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

第74号議案から第80号議案までを起立により一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

12月18日

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第74号議案から第80号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件についてはお手元に配付してありますとおりに派遣することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおりに派遣することに決定いたしました。なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

豊後高田市議会議員 松本 博彰

豊後高田市議会議員 河野 徳久